

# 迎春



# 法人 ながおか

題字：山本享靖氏  
(第66代長岡税務署長)

2017 新年号

vol.126



公益社団法人 長岡法人会

## 年頭ご挨拶

29年  
新年を迎えて

会長 小林 宏一



新年おめでとうございます。皆様方にはよき新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。昨年中は長岡法人会の活動に多大のご理解とご協力を頂きありがたく感謝しております。

昨年は国外ではアメリカ大統領選、英国のEC離脱問題など想定外の出来事が頻発し、先々の政治・経済の大変化を予想させる年となりました。一方国内では安倍長期政権のもと、安定とも低迷ともいえる情勢が続いています。税制面では消費税増税は先送りとなりましたが、相続税改定・マイナンバー制度の稼働など年々大きな変化があり適切な対応が必要とされています。当法人会も昨年は税務署・税理士会のご協力のもとマイナ-

バー制度・相続税・消費税ほかの税制研修に力を入れて実施いたしました。また租税教室、青年部会・女性部会、各支部主催の地域貢献活動や各種講演会も例年以上に充実した内容で実施しております。昨年は県連の女性部会合同セミナーが長岡主体で開催され、女性部会の皆さんが大活躍されました。財務面では公益会計をはじめ収支とも順調に推移しております。

本年は引き続いての課題である会員増強を図るとともに更に各事業に力を入れて会員の期待に応え、地域の皆様に信頼されるべく努力を重ねていく所存です。

正しい納税意識を広めることは法人会の大きな目的であります。同時に行政に対し税金が正当、有効な使われ方がされているかを注視し提言できるのも法人会だと思います。そのために地域のオピニオンリーダーとしてさらに大きな力を持つようになりたいものです。

終わりに会員の皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念して、新年のご挨拶といたします。

## 新春講演会

日程 平成29年1月23日(月)  
時間 午後3時30分  
会場 長岡グランドホテル  
講師 三遊亭好楽師匠 落語家  
演題 「人生、好んで楽しもう」



## 賀詞交歓会

日程 平成29年1月23日(月)  
時間 午後5時00分  
会場 長岡グランドホテル  
会費 4千円 振込口座 北越銀行本店営業部  
普通預金 798423  
申込 事務局に申込下さい  
(TEL35-0328)



## 税を考える週間



納税表彰式

秋の表彰  
11月15日長岡税務署長表彰  
(法人会の功績)板屋 忠 殿  
江畑 正人 殿

## 29年度通常総会の日程が決まりました

・日程 平成29年6月8日(木)  
・会場 ホテルニューオータニ長岡

## 開催した諸会議

11月29日 正副会長会議 理事会議案  
11月29日 第13回理事会 中間事業・収支報告  
12月20日 編集委員会 会報誌編集

## 出席した諸会議

10月14日 租税教室講師研修会 租税教育推協  
10月11日 納税表彰式 長岡税務署  
10月11日 税団協正副会長会議 意見交換  
11月19日 パブリシティ 長岡税務署  
11月25日 新設法人説明会 長岡税務署  
12月01日 事務局研修会 局連  
12月06日 特別講演会 県連  
12月06日 年末懇親パーティー 県連  
12月15日 事務局長会議 県連

## 税と文化講演会

11月29日（火）ホテルニューオータニ長岡NCホールで、長岡法人会第13回理事会の後、税と文化講演会を開催しました（長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部、長岡間税会共催）。参加者約300名を前に、小林会長挨拶の後、第一部は長岡税務署建入寛彦署長、第二部は俳優・映画監督の奥田瑛二氏の講演が行われました。

### ■建入長岡税務署長講演 演題「くらしを支える税」

建入署長は身近な税の使い道として、長岡市の子ども医療費の助成や市民防災センターなどの公的サービスについて触れ、租税の意義や役割について説明されました。

### ■奥田瑛二氏講演（トークショー MC荒木千賀子氏） 演題「俳優にして監督。私の家族」

「父親としては100点、夫としては0点」と安藤和津夫人に評価された奥田氏は、3、4年前から奥さんに「ありがとう」を言い続けているそうです。「ありがとう」のひと言を言うだけで、お互いの気持ちを通じ合うようになり、妻が疲れている時が分かるようになるとのこと。また、奥田氏は「好き勝手なことをしてきた自分が言うのだから間違いない。今日から毎日奥さんに『ありがとう』を言い続けてほしい。自分だけが疲れているのではない、妻も疲れているという自覚を持つことが大切。初めは恥ずかしくて言い辛いと思うが、三か月続けると自然に言えるようになる。」と話されました。

奥田氏：建入署長、今日から奥さんに「ありがとう」を言ってくださいね。

建入署長：そんなこと言ったら、「あなた大丈夫？病院へ行ったら」と言われます。

以上はトークショー中盤、観客の中から選ばれた建入署長への演技指導の一場で、会場は笑いに包まれました。

「奥田瑛二はいい男だったわ。握手もできたし、法人会の会員でよかった。」鷲頭女性部会長の後日談です。

「頑張った」のではなく、「夢中」でやってきて俳優・映画監督になったこと、絵も描き、俳句も詠み多才なこと、芸術一家の家族についてのトークであつという間に90分が過ぎてしまいました。



### 関東信越法人会連絡協議会 女性部会合同セミナー



### 関東信越法人会連絡協議会 女性部会合同セミナー

11月8日（火）軽井沢プリンスホテル・ウェスト 230名参加

本合同セミナーは今年度から開催され、当会からは鷲頭女性部会長ほか5名が参加しました。人とホスピタリティー研究所代表高野登氏の「リーダーシップとおもてなし」の講演は、素晴らしい心のおもてなしの話で、心を奪われ涙するほど感動しました。（鷲頭）



### 八方台育樹・植樹 10月16日（日）

前日の大雨が嘘のような秋晴れのなかで、八方台育樹・植樹に参加しました。植樹面積約18千㎡、植樹本数18千本。広大な山の一部ですが、千年もふるさとの森として続くようお願い、雑草を抜き、肥料を撒き、植樹をしました。（古見）

## 税制改正に関する提言



長島衆議院事務所



長岡市役所



長岡市議会



### < 提言活動 >

11月15日(火)、長島忠美衆議院議員、磯田達伸長岡市長、関正史長岡市議会議長に法人会の平成28年度税制改正提言活動を行いました。

## 《基本的な課題》

### I. 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

- 消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じるようになった。
- 国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。
- (1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底

- 「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

#### 5. マイナンバー制度について

#### 6. 今後の税制改革のあり方

### II. 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)

ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

(3)中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

#### 3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(3)親族外への事業承継に対する措置の充実

(4)取引相場のない株式の評価の見直し

円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

### III. 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

- (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

#### IV. 震災復興

- 東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。
- 今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

#### V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

### 《税目別の具体的課題》

#### 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
  - (1)役員給与は原則損金算入とすべき
  - (2)同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2. 公益法人課税

#### 所得税関係

1. 所得税のあり方
  - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
  - (2)各種控除制度の見直し
  - (3)個人住民税の均等割
2. 少子化対策

#### 相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
  - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
  - (2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

#### 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
  - (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
  - (2)居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
  - (3)償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
  - (4)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

#### その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

# あなたの確定申告をサポートします

## ～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、[国税庁ホームページ\(www.nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)に「[確定申告特集ページ](#)」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

### ■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- ・ **医療費控除の還付申告**
- ・ **住宅ローン控除の還付申告**

また、確定申告についての**重要なお知らせ**を掲載しています。例えば、

- ① **平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります(e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。)**
- ② **マイナンバーカードを利用して、e-Taxにより申告手続を行う場合に必要な手続き**

といった重要なお知らせを掲載しています。

このほか、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。



### ■申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「[確定申告書等作成コーナー](#)」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- ・ 24時間いつでも使えます。
- ・ 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- ・ **作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。**
- ・ **また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。**



**e-Tax (国税電子申告・納税システム)**を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。

**ネットが便利  
申告・納税**

- ① ネットで申告
- ② 添付書類の提出省略  
(書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 確定申告期間中は24時間受付  
(メンテナンス時間を除きます。)

※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。  
詳しくはe-Taxホームページ([www.e-Tax.nta.go.jp](http://www.e-Tax.nta.go.jp))をご覧ください。

### ■そのほかにもできること、いろいろ

- ・ **確定申告書の用紙をダウンロードする。**
- ・ **税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。**
- ・ **確定申告の手引きをダウンロードする。**
- ・ **税務署の所在地等を調べる。**

### ■動画で分かりやすく解説

インターネット番組(Web-TAX-TV)では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

広げよう  
企業保険の  
大きな傘を

経営者が、  
重大疾病に  
かかった時の  
そなえを確保。

## Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による 生存リスクから企業を守ります!

**ポイント1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払います。**  
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント2** 万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**  
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

**ポイント3** 約款所定の**高度障害状態**または**不慮の事故による身体障害状態**になられた場合、**以後の保険料払込は不要**となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。  
※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人協会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。

◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。



引受保険会社

**DJIDO 大同生命保険株式会社** 新潟支社 長岡営業所/長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F) TEL 0258-32-1951  
F-25-1027(平成26年3月11日)

## 編集後記

鷲尾 達雄

奥田さんの講演会をお聞きになった男性諸兄の皆さんは、この会報が届く頃、さりげなく奥様へ『ありがとう!』と言える様になっている事と確信しております。(笑)

ちなみに、私は、妻と会話する時に、以下の四か条を実践しております。

- ①笑顔を絶やさない(妻の主張が間違っていると感じてても、イライラ感を見せない!)
- ②論破しない(妻の主張が間違っていると感じてても、なるほど~!と受け止める)
- ③啓蒙しない(妻の主張が間違っていると感じてても、指導しない!)
- ④共感する(妻の主張が間違っていると感じてても、だよな~!と同調する)

結果、家庭内生態系は維持され、婿殿の夕食は一品多く、安定供給される。めでたしめでたし。

PS: すいません、嘘をつきました。(笑)

■消費税は消費者からの預かり金的性格を有する税です。  
■基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限<sup>(1)</sup>があります。

申告・納付にはe-Tax<sup>(2)</sup>が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

■期限を過ぎると延滞税がかかります。  
■確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回) <sup>(3)</sup>

<sup>(1)</sup> 法人は課税期間終了の日の翌日から2か月以内、個人事業者は課税の終了日または消費税の申告・納付を行う必要がある日です。

<sup>(2)</sup> 地方消費税を含まない消費税をいいます。

<sup>(3)</sup> 平成26年4月1日以後開始する課税期間が、直前に中間申告書(第1回)を提出することができない等の中間申告書の提出ができません。



**消費税法推進運動  
実施中!**

消費税の  
期限内納付を  
忘れずに。

## 法人 ながおか vol.126

公益社団法人 長岡法人会  
長岡市坂之上2丁目1番地1  
電話 0258-35-0328  
FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会  
委員長 鷲尾達雄  
印刷所 吉原印刷株式会社